

東京海上日動・東京海上研究所

東京海上日動と東京海上研究所は、11月7日、東京・千代田区の手町サンケイプラザで「自然災害リスクセミナー」を開催する。2005年8月以来、11年ぶりに首都圏に直接上陸した台風9号や、茨城県常総市などに甚大な浸水被害をもたらした15年の関東・東北豪雨による鬼怒川

高まる水災リスクへの備え紹介

自然災害リスクセミナー開催

の氾濫によって、首都圏の水災リスクにますます社会の関心が高まっている。一方、地球温暖化の影響によって、将来台風が強くなる恐れが加わることが予測されており、水災リスクへの備えの必要性がさらに増すことが予想される。

セミナーでは、企業活動に影響を及ぼす台風・洪水・高潮などの気象現象について、過去の被害を振り返りつつ、温暖化による影響を受けるかについて、最新の研究内



齋藤氏

齋藤氏は「高年齢者が減少する中で、介護事業は成長産業といわれ、国力も弱まるだろうが、働き手が減って採用環境が良くなることはなく、年齢人口がますます少なくなっていく業界でもある。2050年頃には人口が800万人ほどになってしま

今後の介護経営は、①財政が厳しくなる中で、度重視になる②在宅医療が進む③医療・介護・福祉を交えて紹介する。

三井住友海上経営サポートセンターは9月14日、東京都千代田区の同社駿河台ビルで「地域包括ケアと介護保険改正&介護経営のポイント」セミナーを開催した。介護サービスのコンサルティング業務を展開するスターパートナーズの齋藤直路代表取締役が講師となって、介護業界を取り巻く環境、介護経営の今後の方向性について解説した。当日は、医療・介護業界関係者などが参加した。

自立支援促す取り組みを

三井住友海上 介護経営テーマにセミナー

介護保険制度の動向については、軽度者を除く要介護3以上の中重度者への給付が制度のゴールと指摘した上で、「団塊の世代が後期高齢者となる25年が介護保険事業計画の一つの節目であり、あと3回の改定で目標とする形になるだろう」と話した。

社とのさらなる融合が進むと予測。特に、中重度重視になることについて、「現行の介護保険制度は要介護度が改善すると事業所に支払われる介護報酬が減る仕組み。中重度者を自立支援せずに、そのままにして高収益を得ようとする事業者が出てくると考えられる」とする一方で、「そういったモラルハザードを防ぐために、生み出す成果を重視するアウトカム評価がより一層進むだろう」とし、先進的な事例として神奈川県の一優良介護サービスを事例として紹介した。同制度は、質の高い介護サービスを提供できる事業者が、奨励金を交付するものと述べた。

利用者の自立を促す要介護度を下げると介護報酬が減る現行の制度のジレンマを解決する狙いがある。「2日でも笑顔で元気にハハハをしました、では選ばれない時代になった。最も説得力があるのは数値的な指標」と述べ、目に見える成果の重要性を訴えた。また、成果を出す環境をつくるには、同調現象を利用して好循環を生み出すことがポイントとし、「誰かが歩けるようになる姿を見て自分も歩けるようになる」と思いつかりとしたりハッピー、生活行動向上に予算を割かなければならぬ」と述べた。

homai web

保険毎日新聞社のホームページ

スマホはこちらのQRコードから

講演2では、国土交通省関東地方整備局河川部長の朝堀泰明氏が「首都圏が抱える水災リスクと、国土交通省が想定している対応」をテーマに、東京海上日動リスクコンサルティング企業財務本部部長の佐藤一郎氏が「激化する水災リスクに対する企業の備え」と題し、水災リスクに対するリスクコンサルティングの事例やサービスについて実例を交えて紹介する。

開催概要は以下の通り。

- ▽日時・11月7日、午後1時半～5時
- ▽会場・大手町サンケイプラザ4階ホール(東京都千代田区大手町1-7-2)
- ▽定員・500人
- ▽申し込み締切日・10月7日
- ▽参加費・無料
- ▽申し込み方法・同社

ホームページ: <http://www.tmrresearch.co.jp/seminar> から申し込み

▼問い合わせ先: 東京海上研究所(Eメール: [tmr@grp.tmf.jp](mailto:tmr@grp.tmf.jp)、電話: 03-3285-0039)

▼東京海上日動経営企画部CSR室(電話: 03-5225-1155)

ライフイベント別 社会保険・労働保険の届け出と手続き

マイナンバー・28年新法対応済み

ライフイベント別

マイナンバー・28年新法対応済み

社会保険・労働保険の届け出と手続き

著者: 假谷美香, 古川天

ISBN978-4-89293-271-7

假谷美香 古川天 編著

会社が設立してから従業員がいる限りずっと義務付けられる社会保険や雇用保険の手続き。人が就職してから退職するまでずっとつきまとう手続きの方法と必要書類、会社とヒトのライフイベントで発生する諸手続きを全て紹介。平成28年新法、マイナンバーに対応した新書式もすべて網羅。二人の気鋭女性社労士が、女性目線できめ細かい解説をしています。

●B5判・276頁  
●定価(本体2,500円+税) 送料350円

本書の主な内容

- 第1章 社会保険・労働保険の基礎
  - 社会保険制度とは
  - 知らないといけないイロハ
  - 社会保険・労働保険に加入しなければならない事業所は?
- 第2章 会社編
  - 【社会保険・労働保険】会社を設立したとき
  - 会社登記の内容は不定ではありません
  - 手続きを本社一括で行うとき
  - 会社を解散(廃止)するとき
- 第3章 従業員編
  - 従業員を雇ったとき
  - 従業員が結婚したとき
  - 従業員が転居
- 第4章 会社が毎年行う業務
  - 【社会保険】毎月の社会保険料を決定します!
  - 【労働保険(労災保険・雇用保険)】毎年労働保険料を精算します
  - 賞与を支払ったら?
  - 届出した内容に誤りがありました
- 第5章 仕事(通勤途中)のけが、病欠
  - 従業員が仕事(通勤途中)のけがや病気で病院等で診察を受けました
  - 仕事(通勤途中)のけがや病気が原因で会社を休んだら
  - 仕事(通勤途中)のけがや病気が原因で障害が残ったら
- 第6章 個人(通勤途中)のけが、病欠
  - 医療費が高額になりました
  - 従業員がしばらく休むことになりました
  - 従業員やその家族が亡くなりました
- 第7章 出産、育児休業、介護休業編
  - 出産、育児休業に関する手続きは、まず「流れ」を押さえます
  - 赤ちゃんが生まれます
  - 【社会保険】従業員が産休・育休に入りました。社会保険料はどうなりますか? 産前産後休業から復帰後従業員給料がさがりました
- 第8章 従業員が育児休業に入りました「育児休業給付金」
- 【社会保険】従業員が育児休業を終了します
- 【社会保険】従業員が育児をしたが働くため給料がさがりました
- 【社会保険】3歳までの子供を育てる従業員対象。標準報酬月額が下がった場合にできる手続き
- 【雇用保険】従業員の家族が要介護状態になりました
- マイナンバー制度施行にあたっての流れと注意
  - マイナンバー制度が施行されました
  - 従業員のマイナンバー、取り扱いの注意
  - マイナンバーを利用する社会保険・労働保険の手続き
  - 雇用保険におけるマイナンバーの取扱い
  - 労災保険におけるマイナンバーの取扱い